

栗山町公有財産規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 栗山町公有財産（以下「公有財産」という。）の取得、管理及び処分に関しては、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(公有財産の種類)

第2条 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産は、次に掲げる種類とする。

- (1) 公用財産 町の事務事業の用に供し、又は供するものと決定したもの
- (2) 公共用財産 町で直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

3 普通財産は、次に掲げる種類とする。

- (1) 第1種普通財産 職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの
- (2) 第2種普通財産 前号以外の一切の普通財産をいう。

(取得、管理及び処分の機関)

第3条 町長は、一切の公有財産を取得し、管理し、及び処分するものとする。ただし、教育委員会の所管に属する公有財産の管理については、この限りでない。

(附帯義務の事前消滅)

第4条 公有財産を買い入れ、若しくは交換し、又は寄附を受けようとする場合に、その目的物に私権の設定又は特殊の義務があるときは、予めこれを消滅させなければならない。

第2章 取得及び管理

(平常管理)

第5条 町長は、随時に公有財産の現状を調査し、必要な事項については、適当な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する調査すべき事項を例示すると概ね次のとおりである。

- (1) 使用目的が適当かどうか。
- (2) 維持保存及び取締りが適当かどうか。
- (3) 建物の防火対策が完全かどうか。
- (4) 公有財産台帳及び附属図面と符合するかどうか。
- (5) 土地の境界が侵され、又は不明になっていないかどうか。
- (6) 給排水等の施設が完全であるかどうか。

(職員の居住の制限)

第6条 町長は、公有財産のうち第1種普通財産以外のものには、職員を居住させてはならない。

ただし、公有財産の管理又は取締りのため、特に監守人を居住させる必要がある場合、その他特に必要と認めた場合にあっては、この限りでない。

(登記又は登録)

第7条 公有財産のうち、登記又は登録を要するものは、法令の定めるところに従い、遅滞なくその事務を行わなければならない。

2 町長は、前項に規定する登記又は登録の事務を部局内職員に委任することができる。

(寄附)

第8条 町長は、公有財産の寄附の申出があったときは、次の各号に掲げる事項を具備しなければならない。

- (1) 物件の所在及び地番
- (2) 寄附物件の利用計画
- (3) 物件の明細（土地の現況地目及び地積又は建物の構造、種目、面積及び細分など）
- (4) 評価調書
- (5) 相手方の住所及び氏名
- (6) 相手方が公共団体その他法人である場合においては、財産処分についての当該議決機関の

議決書の写、監督庁の許可若しくは認可を必要とするものにあつては、当該監督庁の許可書の写

- (7) 寄附の条件及び申込書
- (8) 土地又は建物の登記事項証明書
- (9) 土地にあつては、実測、求積図及び位置図、建物にあつては平面図、配置図及び位置図
- (10) その他参考事項

(行政財産の使用)

第9条 町長は、次の各号に掲げる場合に該当するものに限り、行政財産の使用許可をすることができる。

- (1) 直接又は間接に町の便宜となる事業又は施設の用に供するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体において、町の事務に直接関連がある事務を処理するためその施設の用に供するとき。
- (3) 電線を架設し、電柱を建設し、若しくは地下に水道管その他工作物を設置しようとするときで特に必要やむを得ないものと認められるとき。

2 前項第1号及び第2号の規定による使用許可の期間は1年、同項第3号の規定による使用許可の期間は5年とし、更新することができる。

(行政財産の使用許可申請)

第10条 行政財産の使用許可を申請するものは、次に掲げる事項を記載した書類を、その使用前10日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 申請人の住所及び氏名
- (2) 使用目的及び用途
- (3) 申請の期間（以下工作物にあつては工事期間）
- (4) 使用希望部分（土地にあつては実測求積図及び位置図、建物にあつては平面図、配置図及び位置図）

- (5) 使用料の納入方法
- (6) その他参考事項

第11条 第2種普通財産の貸付は、次の期間を超えることができない。

- (1) 植樹を目的として土地を貸付ける場合は、30年
 - (2) 前号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸付ける場合は、20年
 - (3) 建物その他の物件を貸付ける場合は5年。ただし、土地に附帯したものは、その土地の貸付け期間によることができる。
- 2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間を超えることができない。
- 3 前条の規定は、普通財産の貸付について準用する。
- 4 前項の申請書には、連帯保証人とともに連署させなければならない。ただし、国又は地方公共団体に貸付けするとき、その他町長が特に必要ないと認めたときは、この限りでない。

(貸付料及び使用料)

第12条 公有財産の貸付料及び使用料（以下「貸付料等」という。）の額は、別表に定める額（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除く。）に消費税及び地方消費税の合計額に相当する額（消費税法に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額と地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加算した額とする。

- 2 前項の貸付料等は、物価の変動その他の事情により、時価に比し不相当となったときは、随時改訂する。

(貸付料等の納期)

第13条 公有財産の貸付料等は、毎年定期に納めなければならない。ただし、数ヶ月分又は全期分を前納させることを妨げない。

- 2 電柱、電線及び地下埋設物その他、これに類する場合にあっては、毎年4月から翌年3月まで

1年度分を当該年度の4月30日限り徴収する。ただし、年度半ばに許可したものは、その許可の日から15日以内に徴収する。

(貸付料等の月割及び日割)

第14条 貸付料等は年契約のもので1年に満たないときは月割計算とし、月契約のもので1月に満たないときは日割計算による。ただし、耕作又は採草の目的のものについては、1年に満たないものであっても1年分を徴収する。

(貸付料等の減免)

第14条の2 町長は、次の各号の一に該当するときは、貸付料等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用に供する場合で、特にやむを得ないものと認められるとき。
- (2) 町の指揮監督を受け、本町の事務、事業を補佐し、又は代行する団体が補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間その用に供するとき。
- (4) 前各号のほか、使用する団体等の性格、使用目的、使用の態様などにより、町長が特に減額又は免除の必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、貸付料の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可申請書の減免申請欄に必要事項を記載して町長に提出しなければならない。

(転貸及び譲渡等の禁止)

第15条 第2種普通財産を貸付けする場合は、借受人に対し当該物件を他に転貸し、又はその権利を譲渡すること、或いは原形を変更することを禁じなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合においては、この限りでない。

(損害賠償等)

第16条 第2種普通財産の借受人は契約に違反し、借受物件の原形を変更し、又は故意若しくは過失によりこれを荒廃させ、損傷し、若しくは亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に基づく賠償額及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第3項の規定に基づく損失補償の額は、町長が認定する。

（契約の解除）

第17条 次に掲げる場合町長は、契約を解除することができる。

- (1) 第15条本文の規定に違反したとき。
- (2) 国又は公共団体で公共用若しくは公益を目的とする事業に供するため必要が生じた場合又は町の都合により必要と認めたとき。
- (3) 前条第1項の規定に該当するに至ったとき。

第3章 処分

（出資）

第18条 普通財産は、公益上適当であると認められる場合に限り、これを出資の目的とすることができる。

（売却及び譲渡）

第19条 普通財産を売却又は譲渡しようとするときは、適正な時価によってしなければならない。

第4章 公有財産台帳

（公有財産台帳の作成）

第20条 町長は、公有財産につき公有財産台帳（以下「台帳」という。）を備えなければならない。

（台帳の登録）

第21条 台帳は、その分類及び種類ごとにこれを調製し、次に掲げる事項を登録しなければならない。ただし、公有財産の性質により、その記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 区分及び種目
- (2) 所在
- (3) 数量
- (4) 価格
- (5) 得喪及び変更の年月日並びに事由
- (6) その他参考事項

2 前項の台帳には、取得処分その他の事由に基づく変動があった場合は、遅滞なくその旨を登録しなければならない。

(台帳登録価格)

第22条 台帳に登録すべき公有財産の価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換当時における評定価格、収用に係るものは補償価格、その他のものは、次に掲げる区分によって定めなければならない。

- (1) 土地及び立木並びに権利については、類似の時価を考慮して算定した金額
- (2) 建物及び工作物その他の動産については建築費又は製造費
- (3) 立木については、その材積に単価を乗じて算出した金額
- (4) 地方自治法第238条第1項第4号及び第5号に規定する権利については取得価格（取得価格によることが困難なものは、見積価格）
- (5) 地方自治法第238条第1項第6号に規定する有価証券については払込金額、出資による権利については出資金額、その他のものについては額面金額

(台帳価格の改定)

第23条 町長は、公有財産につき5年毎にその年の3月31日の現況において評価し、その評価額により公有財産の台帳価格を改定しなければならない。ただし、前条第4号及び第5号に規定するものについては、この限りでない。

(台帳附属図面)

第24条 台帳には、当該台帳に登録される土地、建物及び地方自治法第238条第1項第4号に規定する権利については、図面を附属させておかなければならない。

(貸付簿)

第25条 町長は、第2種普通財産の貸付及び行政財産の使用許可については公有財産貸付簿及び使用許可簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 所在地番、口座名及び名称
- (2) 当該公有財産の区分、種目及び構造並びに数量
- (3) 貸付又は使用の目的
- (4) 建物敷地として貸付し、又は使用させる場合は、当該建物の構造、坪数、建築年月日及びその後の異動状況
- (5) 貸付料又は使用料の額
- (6) 貸付又は使用許可期間
- (7) その他参考事項

(公有財産決算報告書)

第26条 町長は、公有財産につき毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在の状況を翌年度の10月末日までに会計管理者に報告しなければならない。

(価格の評定方法)

第27条 公有財産の価格は、時価によって評定しなければならない。

- 2 価格を評定する場合は、精通者の意見及び売買実例を参考にして当該物件の品位及び立地条件等を総合し、公平かつ妥当な価格を算出しなければならない。

(取得代金の支払の時期)

第28条 公有財産を取得した場合において、その代金は、不動産にあつては法令の規定に基づく登記又は登録が完了した後、動産にあつてはその引渡しを受けた後でなければこれを支払うことができない。

(委任規定)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に栗山町有財産条例（昭和25年条例第7号）の規定により貸付又は使用中のものは、第9条、第10条の規定により許可を受けたものとみなす。

附 則（平成15年規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(納期の特例)

- 2 平成15年度に限り、第13条第2項中「4月30日限り」とあるのを「12月30日限り」と読み替えるものとする。

附 則（平成17年規則第2号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年規則第28号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第30号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第14号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の栗山町公有財産規則第12条第1項の規定は、施行日以降の貸付又は使用に係る貸付料等について適用し、施行日前の貸付又は使用に係る貸付料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年規則第4号)

この規則は、平成28年9月20日から施行する。

別表 (第12条関係)

区分	貸付料等	
土地	宅地	近傍地による固定資産評価額に100分の5を乗じて得た額を年額とする。
	宅地以外	近傍地による固定資産評価額に100分の60を乗じて得た額を年額とする。
建物	建物評価額÷耐用年数÷建物面積×使用面積＝年間貸付料等	
電柱等	電柱、電線及び地下埋設物その他これに類する場合は、栗山町道路占用料徴収条例(昭和33年条例第9号)の規定を準用する。	
自動販売機	1台につき年額9,600円とする。	
加算料金	1 次の費用について適当と認めた場合は、その貸付料等に加算して徴収するものとする。 (1) 電気料、水道料、電話料、ガス料及び下水道使用料 (2) 冷暖房に要する経費 (3) 火災保険料 (4) その他維持管理等に要する経費 2 営利又は営業が目的の場合は10割加算	
その他	1 上記の規定により難いとき又は特別な事情があるときは、町長が別に定める額	

	とする。
--	------

	2 金額の単位は、円とする。
--	----------------

備考 土地の貸付に係る期間が1月に満たない場合にあつては、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条の規定により、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。